

## 「本山町読書活動推進計画」（第3期）（案）に係るパブリックコメント実施要領

### 1. 案 件

本山町読書活動推進計画（第3期）（案）

### 2. 趣 旨

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）及び第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（令和5年3月28日閣議決定）並びに、「第四次高知県子ども読書活動推進計画」（令和4年7月発行）及び「第4期本山町教育振興基本計画」（令和7年3月策定）に基づき、第3期計画として本町における読書活動推進に関する基本方針や目標を示し、それに向けて講ずるべき施策の方向性を示すものです。この度、「本山町読書活動推進計画」（第3期）の計画案がまとまりましたので、町民の皆様に公表し、ご意見を募集します。

### 3. 募集期間

令和7年12月15日（月）から 令和8年1月14日（水）17時まで \*必着

### 4. 意見を提出できる方

町内に在住する方

### 5. 閲覧場所

- (1) 本山町ホームページ
- (2) 本山町プラチナセンター内、教育委員会 社会教育班
- (3) 本山さくら図書室

\* (2) は、土・日曜、祝日を除く。

(3) は、月曜日を除く。

### 6. 意見・提案書の提出方法

所定の様式に住所・氏名・電話番号、意見または提案、結果公表の意向を記入のうえ、次のいずれかの方法でご提出ください。

- ① 持 参………本山町プラチナセンター内、教育委員会 社会教育班
- ② 郵 送………〒781-3601 高知県長岡郡本山町本山569-1
- ③ FAX………0887-76-2078

④電子メール・・・ kouminkan@town.motoyama.lg.jp

## 7. 意見の公表等

- (1) 提出された意見または提案に対する町の考え方を回答として町ホームページで公表します。

ご意見の内容は、標記のパブリックコメントの目的以外には使用しません。

- (2) 意見を提出された方の個人名等は、公表しません。

- (3) お寄せいただいた意見に対する個別の回答は、行いませんのでご了承ください。

## 8. 問い合わせ先

本山町プラチナセンター内、教育委員会 社会教育班

電話：0887-76-2084